

沖縄県立芸術大学研究生規程

令和4年3月4日

沖芸大規程第59号

第1条 沖縄県立芸術大学学則（令和3年沖芸大規則第1号）第60条の規定による研究生については、この規程の定めるところによる。

第2条 研究生は、指導教員の指導のもとに特定事項の研究に従事するものとする。

第3条 研究生として入学することができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

第4条 研究生を志願する者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類に入学審査料を添えて学長に提出しなければならない。

- (1) 研究生願書
- (2) 履歴書
- (3) 出身大学又は最終出身学校の卒業証明書及び学業成績証明書
- (4) その他本学が必要と認める書類

第5条 研究生の入学は、学期の始めとする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

第6条 研究生の研究期間は、1個学期又は2個学期とする。ただし、学期の途中で入学を許可された者については、この限りでない。

- 2 研究期間は、教授会の議を経て延長することができる。ただし、2年を越えて在学することはできない。
- 3 研究生のうち、文部科学省国費外国人留学生の研究期間については、第1項の規定にかかわらず、文部科学省の指定する期間とする。

第7条 研究生の選考は、教授会が行う。

第8条 前条の選考結果に基づき合格通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他必要書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の規定により入学手続を完了した者に、研究生として入学を許可する。

第9条 研究生として入学を許可された者は、所定の期日までに写真2葉を提出し、研究生証の交付を受けなければならない。

第10条 研究生の聴講料は、公立大学法人沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する規程（沖芸大規程第36号）第9項第1項の規定に基づき徴収する。ただし、学期の中途に入学を許可された者の聴講料の徴収期限については、入学の日の属する月の末日までとする。

- 2 研究生の研究又は実技、実習等に要する経費は、別に負担させることができる。

第11条 既に徴収した入学審査料、入学料又は聴講料は、還付しない。

第12条 研究生は、指導教員が必要と認めた場合は、指定する授業科目を受講しなければならない。

第13条 研究生は、指導教員の指示に従い、研究レポート又は作品を提出し、あるいは演奏をおこなわなければならない。

第14条 学長は、前条第2項の規定に基づき研究レポート又は作品を提出し、あるいは演奏をおこなった者に、教授会の議を経て研究証明書を交付することができる。

2 研究生には、単位を与えない。

第15条 研究生の取扱いについては、この規程に定めるもののほか、学内諸規則を準用する。

附 則（令和4年3月4日学長決裁）

この規程は、令和4年3月4日から施行し、令和3年4月1日から適用する。